

「丸亀市男性の育児休業取得促進奨励金」申請に関する

Q&A

【奨励金支給の流れ】

- ①育児休業取得（勤務を要しない日を除く連続5日以上）
- ②職場復帰（1か月以上）
- ③申請書＋添付書類提出（職場復帰した日以後1か月を経過した日から2か月以内）
- ④支給

Q1. 子どもの1歳の誕生日以降に5日間育児休業を取得しました。
1歳2カ月は超えていないので支給対象になりますか？

- A. 1歳2か月まで取得する場合、「パパ・ママ育休プラス」の要件を満たす必要があります。その要件の1つに「本人の育児休業開始予定日が、子の1歳の誕生日以前であること」が定められています。
- よって、1歳の誕生日以降に取得されている場合、支給対象の育児休業（「育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律（平成3年法律第76号）」第2条第1号に規定する育児休業）に該当しないため、支給対象となりません。

Q2. 添付書類である次世代育成支援対策推進法施行規則（平成15年厚生労働省令第122号）第1条又は第2条の規定に基づき都道府県労働局長に提出した書類（一般事業主行動計画）が手元にない場合、どうすればいいですか？

- A. 一般事業主行動計画公表サイト「両立支援のひろば」にて、一般事業主行動計画を策定していることが確認できれば添付の必要はありません。（「両立支援のひろば」で公表するためには、企業自身（事業主の方）が登録手続きをする必要があります。）
- 「両立支援のひろば」にて確認ができない場合、提出した一般事業主行動計画の写し（香川労働局の受付印のあるもの）を交付していただくよう香川労働局雇用環境・均等室まで申請してください。（香川労働局 雇用環境・均等室 Tel087-811-8924）

Q3. 一般事業主行動計画を策定しています。ただし計画期間が平成31年4月1日から令和3年3月31日までです。令和3年4月1日以降に育児休業を5日間取得し、その後申請する場合、影響はありますか？

A. 申請時に一般事業主行動計画の期間が満了している場合、支給対象に該当しないため、新たに策定してください。

Q4. 支給対象の要件にある「市が行う男女共同参画推進のための広報啓発活動に協力できること」とは、例えばどんなことですか？

A. 広報啓発活動の1つとして、他企業などに男性の育児休業の実態を知ってもらうため、奨励金が支給された後、育児休業を取得したきっかけなどを取材させていただき、市HPに掲載させていただきます。

その他分からないことがあれば
お気軽にお問い合わせください！



【問い合わせ先】

丸亀市総務部人権課男女共同参画室

TEL 0877-24-8823

FAX 0877-24-8874

Email danjo@city.marugame.lg.jp